森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務における調査基準価格の 算出方法

森林整備保全事業の調査・測量・設計及び計画業務における調査基準価格については、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成6年4月19日付け6経第750号大臣官房経理課長通知)の2(3)の業種区分により、以下のとおり算出すること。

また、1つの外注する業務の中に複数の業種が混在する場合(林道・治山の実施設計の例:「測量」と「建設コンサルタント(土木関係)」の組合わせ。地すべり実施設計の例:「測量」と「建設コンサルタント(土木関係)」と「一般調査」の組合わせ。など)は、それぞれの業種区分に応じ調査基準価格を算出した上で、合算し調査基準価格とすること。

業種区分	1	2	3	4	下限	上限	【参考】 主な業務(外注 業務内容で適宜 組合せする)
測量	直接測量費 の額	測量調査費 の額	諸経費の額 に 10 分の 5 を乗じて得 た額	I	10 分の 6	10 分の 8. 2	測量
建設コンサルタント (建築関係) 及建築士事務所	直接人件費 の額	特別経費の 額	分の 6 を乗		10 分の 6	10 分の 8. 1	
建設コンサルタント(土 木関係) 及計量証明	直接人件費 の額	直接経費の 額	の額に 10 分	一般管理費 等の額に 10 分の 5 を乗 じて得た額	10 分の 6	10 分の 8. 1	施設設計、 流域別調査、 全体計画、 地すべり解析 など
地質調査 (一般調査を含 む。算定は①, ②, ④)		の額に 10分	解析等調査 業務費の額 に 10 分の 8 を乗じて得 た額	に 10 分の 5 を乗じて得	3分の2	10 分の 8. 5	ボーリング、地 すべり移動量調 査のみで解析を しないもの
土地家屋調査、 補償コンサルタント、 不動産鑑定及び 司法書士	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価 の額に 10 分 の 9 を乗じ て得た額	等の額に 10	10 分の 6	10 分の 8. 1	

- (注)業種区分の建設コンサルタント(土木関係)の②直接経費の額については、労務費を含む。
 - ※1 表の①から④までに掲げる額の合計額の 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、測量及び地質調査を除く請負契約については、その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとし、測量の請負契約にあっては、その割合が 10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとし、地質調査の請負契約にあっては、10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 と、3 分の 2 に満たない場合にあっては 3 分の 2 とする。)

※2 一つの外注する業務については、その業務内容を業種区分に応じ区分し、業種区分毎に調査基準価格を算出(※1)した上で、合算し外注業務の調査基準価格とする。